

# 「台東区男女平等推進基本条例」の内容をご紹介します！

## 条例とは？

自治体が地域の事務について、法令の範囲内で定めることができるもので、自治体において法律と同じ役割を果たします。

台東区では、平成12年度から21年度までの10年間を計画期間とする、台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」を策定し、施策を総合的、計画的に進めてきました。平成21年に行動計画を改定し、今なお積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化等によって生じた新たな課題に取り組んでいます。

さらに、区、区民、事業者等が一体となって、男女平等参画社会の実現を目指すために、平成26年12月、台東区議会本会議で、全議員による「男女平等推進基本条例」が全会一致で可決され、平成27年1月1日に施行されました。

## 「男女平等参画社会」とは？

すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びと責任を分かち合う社会のことをいいます。

## 男女平等参画社会実現のため取り組むこと 区・区民・事業者の責務

### 区民の皆さま

家庭・学校・職場・地域等社会のあらゆる分野の活動において、男女平等の推進に努めましょう。

### 事業者の皆さま

事業活動において、男女平等を推進し、男女が家庭・地域・職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めましょう。

誰もが  
自分らしく  
生きるために

### 区

男女平等施策の推進を図るために必要な措置を講じていきます。

区民・事業者・国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携・協力し、区民・事業者・地域団体等による活動の支援・相談・情報収集・情報提供などを積極的に行っていきます。

## 基本理念 第3条 (条例の基本的な考え方を7つ定めています)

区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等を推進するものとする。

### 1. 固定的性別役割分担意識の解消と多様な生き方の選択

男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

### 2. 立案・決定への参画機会の確保

男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

### 3. 人権の尊重と暴力の根絶

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶すること。

### 4. 家庭・地域・職場など社会活動の調和

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

### 5. 性と生殖に関する相互尊重と健康な生活

男女が、互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な生活を営むことができること。

### 6. 教育の場における平等参画意識の形成

学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。

### 7. 国際社会と国内の取り組みの理解

国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解すること。

## 台東区の条例の特徴は？

1. 「男女」を「年齢にかかわらず、すべての生物学的または心理的性別の人」と定義するなど、「誰でも自分らしく」生きてほしいとの願いを条文に込めています。
2. 災害時の対応に男女相方の視点に配慮することを盛り込んでいます。